

①

岩石採取場、廃棄物最終処分場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名	()
期首特定災害防止準備金の金額		20	円		
翌 期 繰 越 額 の 計 算	当期利益	採石災害防止費用、最終処分災害防止費用又は露天石炭採掘災害防止費用を支出した場合の益金算入額	21		
	益金算入額	同上以外の場合による益金算入額	22		
	計	(21) + (22)	23		
	当期積立額のうち損金算入額	(3) - (13)	24		
	差引特定災害防止準備金の金額	(20) - (23) + (24)	25		
	累積限度超過額	(18)	26		
	期末特定災害防止準備金の金額	(25) - (26)	27		
	貸借対照表に計上されている特定災害防止準備金		28		
	差引	(28) - (27)	29		
	当期	貸借対照表の取崩不足額 (29) - ((3) - ((28) - 前期の(28)))	30		
前期以前分	当期分の合計額	(19) + (30)	31		
	前期末における差額 (前期の(29))		32		

別表十二(三) 平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場の所在地		1			
採取、最終処分又は採掘の期間		2	平	・	・
当期積立額		3	平	・	・
積立限度額の計算	採石災害防止費用、最終処分災害防止費用又は露天石炭採掘災害防止費用の見積額	4	円		
	(4) × $\frac{\text{採取、最終処分又は採掘の期間の月数}}{\text{}}$	5			
	当期の採取数量、最終処分数量又は採掘数量	6			
	採取予定数量、最終処分予定数量又は採掘予定数量	7			
	(4) × $\frac{(6)}{(7)}$	8	円		
	当期末の岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場に係る信託財産の額	9			
	前期末の岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場に係る信託財産の額	10			
	(9) - (10)	11			
	積立限度額 ((5)又は(8))と(11)のうち少ない金額	12			
	積立限度超過額 (3) - (12)	13			
累積限度超過額の計算	差引特定災害防止準備金の金額 (25)	14			
	採石災害防止費用、最終処分災害防止費用又は露天石炭採掘災害防止費用の見積額 (4)	15			
	岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場に係る信託財産の額 (9)	16			
	累積限度額 ((15)と(16)のうち少ない金額)	17			
	累積限度超過額 (14) - (17)	18			
	限度超過額合計 (13) + (18)	19			

別表十二（三）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で採石法第32条の3第1項《登録及びその通知》に規定する採石業者登録簿に登録されている者、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項《一般廃棄物処分業の許可》、第14条第6項《産業廃棄物処分業の許可》若しくは第14条の4第6項《特別管理産業廃棄物処分業の許可》の許可を受けた者若しくは鉱業法第21条《設定の出願》に規定する許可若しくは同法第77条《設定の申請》に規定する認可を受けた露天掘による石炭等の採掘の事業を営む者が、措置法第55条の6《特定災害防止準備金》、平成22年改正前の措置法（以下「平成22年旧措置法」といいます。）第55条の6《特定災害防止準備金》、平成21年改正法附則第41条第1項《特定災害防止準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成21年改正前の措置法第55条の6《特定災害防止準備金》若しくは平成18年改正法附則第109条第5項《特定災害防止準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法（以下「平成18年旧効力単体措置法」といいます。）第55条の6《特定災害防止準備金》の規定の適用を受ける場合又は連結法人でこれらの者であるものが、措置法第68条の45《特定災害防止準備金》、平成22年旧措置法第68条の45《特定災害防止準備金》、平成21年改正法附則第57条第1項《特定災害防止準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成21年改正前の措置法第68条の45《特定災害防止準備金》若しくは平成18年改正措置法附則第135条第5項《特定災害防止準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法（以下「平成18年旧効力連結措置法」といいます。）第68条の45《特定災害防止準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「(4) × $\frac{\text{採取、最終処分又は採掘の期間の月数}}{\text{分子の空欄}}$ 5」の分子の空欄には、当期の月数を記載します。

なお、当期が岩石採取場の岩石の採取、廃棄物最終処分場における廃棄物の最終処分又は露天石炭等採掘場の石炭等の採掘を開始した日を含む事業年度又

は連結事業年度である場合には、その採取、最終処分又は採掘を開始した日から当期の末日までの期間の月数とし、当期が岩石採取場の岩石の採取、廃棄物最終処分場における廃棄物の最終処分又は露天石炭等採掘場の石炭等の採掘を終了した日を含む事業年度又は連結事業年度である場合には、当期の開始の日からその採取、最終処分又は採掘を終了した日までの期間の月数を記載します。

また、当期が、措置法第55条の6第9項又は同法第68条の45第8項に規定する適格分割又は適格現物出資に係る分割法人又は現物出資法人のこれらの日の前日を含む事業年度又は連結事業年度である場合には、当期の開始の日から当該前日までの期間の月数とし、当期が、平成22年旧措置法第55条の6第9項若しくは平成18年旧効力単体措置法第55条の6第9項又は平成22年旧措置法第68条の45第8項若しくは平成18年旧効力連結措置法第68条の45第8項に規定する適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下「適格分社型分割等」といいます。）に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の適格分社型分割等の日の前日を含む事業年度又は連結事業年度である場合には、当期の開始の日から当該前日までの期間の月数とし、当期が、措置法令第32条の4第4項若しくは第9項若しくは平成22年改正前の措置法令第32条の4第4項若しくは第9項若しくは平成18年改正措置法令附則第29条第3項《特定災害防止準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法令第32条の4第11項又は措置法令第39条の74第4項若しくは第9項若しくは平成22年改正前の措置法令第39条の74第4項若しくは第9項若しくは平成18年改正措置法令附則第42条第2項《特定災害防止準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法令第39条の74第8項に規定する合併等に係る合併法人等の岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭等採掘場の移転を受けた合併等の日を含む事業年度又は連結事業年度である場合には、合併等の日から当期の末日までの期間の月数を記載します。

3 「期首特定災害防止準備金の金額20」には、当期首現在の税務計算上の特定災害防止準備金の金額を記載します。